

概要

1 募集期間

(1) 県民コメント

令和3年10月15日(金)～令和3年11月12日(金)

(2) 関係団体への意見照会

令和3年10月15日(金)～令和3年11月 5日(金)

2 意見の提出及び意見件数

区分	団体数	意見件数
県民コメント	1	14
関係団体意見照会	11	21
計	12	35

(主な内容)

- ・新型コロナウイルス感染症 14件
- ・精神疾患医療 4件
- ・医療費適正化(医薬品適正利用) 4件
- ・在宅医療 3件

3 意見の反映状況

区分	件数
A:意見を反映し、案を修正する	5
B:既に案で対応済み	10
C:案の修正はしないが、実施段階で配慮していく	6
D:意見を反映できない	13
E:その他	1
計	35

主な意見と対応

基準病床数

基準病床の配分においては、地域の実情に応じた病床整備をしてほしい。



国に対し基準病床数の弾力的運用を働き掛けておりますが、今回の中間見直しにおいては認められませんでした。

D

精神疾患医療

自殺者遺族への支援については、身近な市町村で相談することに抵抗感がある方もいることから、広域的な相談体制を整備してほしい。



精神保健福祉センターにおいて自死遺族相談等の全県的な自死遺族支援を行っており、今後も継続して実施していきます。
(第3部第1章第5節の4(2)の主な取組で対応)

B

新型コロナウイルス感染症①

後遺症への対応について計画に明記してほしい。



御指摘の内容を踏まえ、「発症から罹患後症状まで、県民が相談しやすく、診療・検査を受けやすい体制の整備を図り、県民の不安解消と早期の治療につなげていきます。」と修文します。
(第3部第1章第7節の3(1)の課題への対応で対応)

A

新型コロナウイルス感染症②

新型コロナ患者を受け入れる急性期病院と回復した患者を受け入れる病院を結ぶネットワークを構築・強化してほしい。



後方支援医療機関の確保を続けるとともに、「回復患者転院調整ネットワーク」の活用や調整本部の調整により対応していきます。
(第3部第1章第7節の4(7)の主な取組で対応)

B

救急医療

精神疾患単独や精神疾患と身体疾患を併せ持った救急患者が、早期に治療を受けられる体制を整備してほしい。



現在、身体症治療後に容態が安定した精神疾患の救急患者を受け入れる医療機関への補助を実施しているが、対象地域が限定されていることから、今後地域の実情に応じて対象範囲の拡大など検討してまいります。
また、精神科救急の輪番病院で治療が困難な身体合併症患者を受け入れるため協力病院に委託し病床を確保しており、今後も継続して取り組んでまいります。
(第3部第2章第1節の4(5)の主な取組で対応)

B

指標

計画に掲げられている各分野の指標について、国や他県の数値と比較して施策を推進してほしい。



比較可能な指標については、計画の資料編への掲載、及び進捗状況の把握の中で既に実施しておりますが、引き続き、他県や全国の状況を留意し取り組んでまいります。
(計画全体として対応)

C